

自転車用ヘルメット購入費を最大2,000円補助します

北本市では、自転車用ヘルメット着用の普及促進を図るため、自転車用ヘルメット購入費の補助事業を実施します。県内の自転車事故で亡くなった人のうち、約6割の方が頭部に致命傷を負っています。交通事故から身を守るため、自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう。

対象者 申請日時点で市内在住の人

補助額 購入金額（税込）の2分の1（上限2,000円）

補助対象となるヘルメット

令和8年4月1日以降に購入した、安全認証を受けた新品の自転車用ヘルメット※対象者1人につき1個かぎり



対象となる
安全認証
(参考)



←※EN1078
の表記が
あるもの



申請の流れ

1. 補助対象ヘルメットを購入する

※申請者は、ヘルメットを着用するために購入した本人、又は同一世帯の人に着用させるために購入した人に限る。

2. 必要書類を揃えて申請する ※予算額に達した時点で受付終了

- ・北本市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書
市ホームページ・くらし安全課窓口で配布。※電子申請時は不要
- ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）またはその写し
- ・ヘルメット購入の領収書等またはその写し ※購入金額と購入日の記載があるもの
- ・ヘルメットが安全基準を満たしていることがわかるもの ※保証書や認証マークの写真等
- ・振込先が確認できるものまたはその写し ※通帳やキャッシュカード

申請期間 4月1日(水)～ 令和9年3月31日(水)※必着

■ 電子申請（下記QRコードから）

■ 郵送・窓口 〒364-8633 北本市役所くらし安全課交通・防犯担当あて

3. 補助金が交付される

電子申請、申請書
ダウンロード、補
助条件の詳細は市
ホームページから



もしもの
備えが
大切トマ!

問合せ先 北本市役所くらし安全課交通・防犯担当

T E L 048-594-5522（直通）・048-591-1111